

第11次近江八幡市交通安全計画策定に係る

パブリックコメント実施要領

本計画は、交通安全対策基本法に基づき策定を行うもので、昭和46年以降、10次にわたる近江八幡市交通安全計画を策定し、市内の陸上交通（道路交通、鉄道交通及び踏切道における交通）の安全に関する総合的かつ計画的な施策の大綱を定めています。

このたび、令和3年に国において第11次交通安全基本計画、県において第11次滋賀県交通安全計画が策定されたことを受け、本市においても第11次近江八幡市交通安全計画の策定を行っています。

そこで、本計画の策定にあたり、市民の皆様々に計画内容をお知らせするとともに、市の交通安全計画に対する意見等を下記の要領に基づき、募集します。

1. 公表する資料

- 第 11 次 近江八幡市交通安全計画（素案）
- 第 11 次 近江八幡市交通安全計画 - 概要 -

2. 資料の公表場所

- ① 近江八幡市ホームページ
- ② 市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎 1 階）
- ③ 総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所 1 階）
- ④ 市民部交通政策課（近江八幡市役所本庁舎 2 階）

3. 意見の募集期間

令和 4 年 1 月 21 日（金）～令和 4 年 2 月 10 日（木）《必着》

4. 意見の提出方法及び提出先

- ① 郵送
（送付先）
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地
近江八幡市市民部交通政策課 宛
- ② ファックス 0748-36-5553
- ③ 電子メール 011403@city.omihachiman.lg.jp
- ④ 市民部交通政策課 窓口

※上記の「資料の公表場所」（④市民部交通政策課を除く。）では提出
いただけません。

5. 意見を提出できる方

- ① 近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ② 近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

6. 留意事項

- ① ご意見を提出いただく様式は別紙意見書、もしくは任意の様式に次の事項を必ず明記の上、ご提出ください。なお、個人情報について公表することはありません。
 - 件名
「近江八幡市交通安全計画（素案）に対する意見について」
 - 住所、名前、電話番号
(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。)
- ② ご意見は、日本語で提出してください。
- ③ 電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

【任意様式 - 書式例】

近江八幡市市民部交通政策課 宛

「近江八幡市交通安全計画（素案）に対する意見について」

住 所：

名 前：

電話番号：

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)

意 見：○ページ○行目

(※どの部分か分かるように頁数・行数等を明記ください)

意見・提言等内容

7. 意見に対する考え方の公表

- 提出いただいたご意見等については、取りまとめの上、市の考え方と併せて市ホームページ、情報公開コーナー（本庁・安土町総合支所）及び市民部交通政策課にて公表します。
- 類似のご意見等については、集約させていただくことがあります。
- 匿名によるご意見等や本計画内容と関係ないと思われるご意見等に対しては、考え方が示せませんので、ご了承ください。
- 提出いただいたご意見等に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見等の原稿は返却しません。
- 「近江八幡市交通安全計画」は、頂戴いたしましたご意見等を参考に法令に基づき、近江八幡市交通安全対策会議において最終決定し、公表します。